

昭和四十年政令第二号

毒物及び劇物指定令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第一第二十八号、別表第二第九十四号、別表第三第十号及び第二十三号の規定に基づき、毒物及び劇物指定令（昭和三十一年政令第七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（毒物）

第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。

一 アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム〇・一％以下を含有するものを除く。

一 の二 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤

一 の三 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤

一 の四 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八％以下を含有するものを除く。

一 の五 三ーアミノー一ープロペン及びこれを含有する製剤

一 の六 アリルアルコール及びこれを含有する製剤

一 の七 アルカノールアンモニウム二・四ージニトロ六ー（一ーメチルプロピル）ーフエノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム二・四ージニトロ六ー（一ーメチルプロピル）ーフエノラート及びこれを含有する製剤を除く。

一 の八 五ーイソシアナト一ー（イソシアナトメチル）一・三・三ートリメチルシクロヘキササン及びこれを含有する製剤

一 の九 OーエチルーOー（二ーイソプロポキシカルボニルフェニル）ーNーイソプロピルチオホスホルアミド（別名イソフエンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、OーエチルーOー（二ーイソプロポキシカルボニルフェニル）ーNーイソプロピルチオホスホルアミド五％以下を含有するものを除く。

一 の十 OーエチルSーSージプロピルHホスホロジチオアート（別名エトプロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、OーエチルSーSージプロピルHホスホロジチオアート五％以下を含有するものを除く。

二 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）を含有する製剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト一・五％以下を含有するものを除く。

二 の二 Nーエチルーメチルー（二ークロルー四ーメチルメルカプトフェニル）ーチオホスホルアミド及びこれを含有する製剤

二 の三 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤

二 の四 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤

三 黄燐を含有する製剤

四 オクタクロルテトラヒドロメタノフタランを含有する製剤

五 オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラーダン）を含有する製剤

五 の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤

六 クラレーレを含有する製剤

六 の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤

六 の三 クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤

六 の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤

六 の五 一ークロロ二ー四ージニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

六 の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤

六 の七 二ークロロピリジン及びこれを含有する製剤

六 の八 三ークロロ一ー二ープロパンジオール及びこれを含有する製剤

六 の九 （クロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

六 の十 五塩化燐及びこれを含有する製剤

六 の十一 三塩化硼素及びこれを含有する製剤

六 の十二 三塩化燐及びこれを含有する製剤

六 の十三 酸化コバルト（II）及びこれを含有する製剤

六 の十四 三弗化硼素及びこれを含有する製剤

六 の十五 三弗化燐及びこれを含有する製剤

六 の十六 ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤

七 四アルキル鉛を含有する製剤

八 無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 紺青及びこれを含有する製剤

ロ フエリシアン塩及びこれを含有する製剤

ハ フエロシアン塩及びこれを含有する製剤

九 ジエチルSー（エチルチオエチル）ージチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルSー（エチルチオエチル）ージチオホスフェイト五％以下を含有するものを除く。

九 の二 ジエチルSー（二ークロル一ーフタルイミドエチル）ージチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

九 の三 ジエチル（一・三ージチオシクロペンチリデン）ーチオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル（一・三ージチオシクロペンチリデン）ーチオホスホルアミド五％以下を含有するものを除く。

九 の四 ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

十 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）を含有する製剤

十 の二 ジエチル四ーメチルスルフェニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル四ーメチルスルフェニルフェニルチオホスフェイト三％以下を含有するものを除く。

十 の三 一・三ージクロロプロパン一ーオール及びこれを含有する製剤

十 の四 （ジクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

十 の五 二・三ージシアノ一ー四ージチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三ージシアノ一ー四ージチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。

十一 ジニトロクロレゾールを含有する製剤

十二 ジニトロクロレゾール塩類及びこれを含有する製剤

十二 の二 ジニトロフェニル及びこれを含有する製剤

十三 二・四ージニトロ六ー（一ーメチルプロピル）ーフエノールを含有する製剤。ただし、二・四ージニトロ六ー（一ーメチルプロピル）ーフエノール二％以下を含有するものを除く。

十三 の二 二ージフェニルアセチル一ー三ーインダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二ージフェニルアセチル一ー三ーインダンジオン〇・〇五％以下を含有するものを除く。

十三 の三 ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤

十三 の四 四弗化硫黄及びこれを含有する製剤

十三 の五 ジボラン及びこれを含有する製剤

十三 の六 ジメチル（イソプロピルチオエチル）ージチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル（イソプロピルチオエチル）ージチオホスフェイト四％以下を含有するものを除く。

十四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）を含有する製剤

十五 ジメチル（ジエチルアミド）ーロクロクロトニル）ーホスフェイトを含有する製剤
十五の二 一・一、ジメチルー四、四、ジビリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）を含有する製剤
十六の二 一・一、ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
十六の三 二・二、ジメチルプロパノイルクロライド（別名トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤

十六の四 二・二、ジメチルー一、三、ベンゾジオキソールー四、イルーN、メチルカルバマー（別名ベンダイオカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、二・二、ジメチルー一、三、ベンゾジオキソールー四、イルーN、メチルカルバマー5%以下を含有するものを除く。

十七 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ アミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
ロ 塩化第一水銀及びこれを含有する製剤
ハ オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤

ニ 「（二）カルボキシラトフェニル）チオ」（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサル）
○・一%以下を含有する製剤

ホ 酸化水銀5%以下を含有する製剤
ヘ 沃化第一水銀及びこれを含有する製剤
ト 雷酸第二水銀及びこれを含有する製剤

チ 硫化第二水銀及びこれを含有する製剤
十七の二 ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
イ 亜セレン酸○・○○八二%以下を含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

ロ 亜セレン酸ナトリウム○・○○〇一%以下を含有する製剤
ハ 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤
ニ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

ホ セレン酸ナトリウム○・○○〇二%以下を含有する製剤
十九 テトラエチルピロホスフェイト（別名TEPP）を含有する製剤

十九の二 二・三、五・六、テトラフルオロー四、メチルベンジル（Z）ー（一RS・三RS
S）ー三、（二）クロロー三、三、三、トリフルオロー一、プロペニル）ー二、二、ジメチルシクロプロパンカルボキシラト（別名テフルトリン）及びこれを含有する製剤。ただし、
二・三、五・六、テトラフルオロー四、メチルベンジル（Z）ー（一RS・三RS）ー三、
（二）クロロー三、三、三、トリフルオロー一、プロペニル）ー二、二、ジメチルシクロプロ
パンカルボキシラト一・五%以下を含有するものを除く。

十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含有する製剤
十九の四 ーードデシルグアニジニウムIIアセタート（別名ドジン）及びこれを含有する製剤。
ただし、ーードデシルグアニジニウムIIアセタート六五%以下を含有するものを除く。

十九の五 （トリクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤
十九の六 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤
十九の七 ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして
一〇%以下を含有するものを除く。

二十 ニコチンを含有する製剤
二十一 ニコチン塩類及びこれを含有する製剤
二十二 ニツケルカルボニルを含有する製剤

二十二の二 ビス（四）イソシアナトシクロヘキシル）メタン及びこれを含有する製剤

二十二の三 S・Sービス（一）メチルプロピル）ー〇ーエチルーホスホジチオアート（別名カズサホス）及びこれを含有する製剤。ただし、S・Sービス（一）メチルプロピル）ー〇ーエチルーホスホジチオアート一〇%以下を含有するものを除く。

二十三 砒素化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤
ロ 砒化インジウム及びこれを含有する製剤
ハ 砒化ガリウム及びこれを含有する製剤

ニ メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤
ホ メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤

二十三の二 ヒドラジン
二十三の三 二、二、ヒドロキシエチルIIアクリラト及びこれを含有する製剤
二十三の四 二、二、ヒドロキシプロピルIIアクリラト及びこれを含有する製剤

二十三の五 ブチルII二、三、ヒドロロ二、二、ジメチルベンゾフランー七、イルII N、N、
ージメチルーN・N、ーチオジカルバマー（別名フラチオカルブ）及びこれを含有する製
剤。ただし、ブチルII二、三、ヒドロロ二、二、ジメチルベンゾフランー七、イルII N、
N、ージメチルーN・N、ーチオジカルバマー5%以下を含有するものを除く。

二十四 非化水素を含有する製剤
二十四の二 非化スルフルル及びこれを含有する製剤
二十四の三 フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤

二十四の四 ー（四）フルオロフェニル）プロパンー二、アミン、その塩類及びこれらのい
れかを含有する製剤
二十四の五 七、プロモロー六、クロロー三、（二）R・三S）ー三、ヒドロキシー二、
ペリル）ー二、オキソプロピル）ー四、（三H）ーキナゾリノン、七、プロモロー六、クロ
三、（三）ー（二）S・三R）ー三、ヒドロキシー二、ペリル）ー二、オキソプロピル）ー
四、（三H）ーキナゾリノン及びこれらの塩類並びにこれらのいずれかを含有する製剤。た
だし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の七、プロモロー六、クロ
三、（三）ー（二）R・三S）ー三、ヒドロキシー二、ペリル）ー二、オキソプロピル）ー四
（三H）ーキナゾリノンと七、プロモロー六、クロロー三、（二）S・三R）ー三、ヒドロ
キシー二、ペリル）ー二、オキソプロピル）ー四、（三H）ーキナゾリノンとのラセミ体と
カルシウムとの混合塩（七、プロモロー六、クロロー三、（三）ー（二）R・三S）ー三、ヒド
ロキシー二、ペリル）ー二、オキソプロピル）ー四、（三H）ーキナゾリノンと七、プロモ
六、クロロー三、（三）ー（二）S・三R）ー三、ヒドロキシー二、ペリル）ー二、オキソ
プロピル）ー四、（三H）ーキナゾリノンとのラセミ体として七、二%以下を含有するものに限
る。）及びこれを含有する製剤を除く。

二十四の六 プロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤
二十四の七 ヘキサキス（〇・〇）ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェン
タズ）及びこれを含有する製剤

二十五 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドジメタノナフタリン（別名エンドリ
ン）を含有する製剤
二十六 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジキサチエピンオキサイドを含有する製剤

二十六の二 ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれを含有する製剤
二十六の三 ベンゼンチオール及びこれを含有する製剤
二十六の四 ホスゲン及びこれを含有する製剤

二十六の五 メタンスルホニルクロリド及びこれを含有する製剤
二十六の六 メチルシクロヘキシルー四、クロルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する
製剤。ただし、メチルシクロヘキシルー四、クロルフェニルチオホスフェイト一・五%以下を
含有するものを除く。

二十六の七 ヘキサクロルヘキシルー四、クロルフェニルチオホスフェイト一・五%以下を
含有するものを除く。

二十六の七 メチル-N、・N、-ジメチル-N（メチルカルバモイル）オキシ-1-チオキサミミデート及びこれを含有する製剤。ただし、メチル-N、・N、-ジメチル-N-1-「メチルカルバモイル」オキシ-1-チオキサミミデート〇・八%以下を含有するものを除く。

二十六の八 メチルホスホン酸ジクロリド

二十六の九 S-メチル-N-1-「メチルカルバモイル」オキシ-1-チオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤。ただし、S-メチル-N-1-「メチルカルバモイル」オキシ-1-チオアセトイミデート四・五%以下を含有するものを除く。

二十六の十 メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤

二十六の十一 メチレンビス（1-チオセミカルバジド）及びこれを含有する製剤。ただし、メチレンビス（1-チオセミカルバジド）二%以下を含有するものを除く。

二十六の十二 2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-メルカプトエタノール一〇%以下を含有するものを除く。

二十七 モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤

二十八 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤

二十九 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

三十 燐化水素及びこれを含有する製剤

三十一 六弗化タングステン及びこれを含有する製剤

（劇物）

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 炭酸亜鉛

ロ 雷酸亜鉛

ハ 焼結した硫化亜鉛（Ⅱ）

ニ 六水酸化錒亜鉛

一の二 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、亜塩素酸ナトリウム二五%以下を含有するもの及び爆発薬を除く。

一の三 アクリルアミド及びこれを含有する製剤

一の四 アクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、アクリル酸一〇%以下を含有するものを除く。

一の五 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤

一の六 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤

二 亜硝酸塩類

二の二 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤

二の三 亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤

三 アセチレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤

三の二 亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤。ただし、容量リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。

四 アニリン塩類

四の二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤

四の三 二アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二アミノエタノール二〇%以下を含有するものを除く。

四の四 N-1-（二アミノエチル）-2-アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N-1-（二アミノエチル）-2-アミノエタノール一〇%以下を含有するものを除く。

四の五 N-1-（二アミノエチル）エタン-1-2-ジアミン及びこれを含有する製剤

四の六 L-1-（二アミノ）-4-（ヒドロキシ）（メチル）ホスフィンイル）ブチル-L-アラニール-L-アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L-2-アミ

ノ-4-（ヒドロキシ）（メチル）ホスフィンイル）ブチル-L-アラニール-L-アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

四の七 1-アミノプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤。ただし、1-アミノプロパン-2-オール四%以下を含有するものを除く。

四の八 3-アミノプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤。ただし、3-アミノプロパン-1-オール一%以下を含有するものを除く。

四の九 3-アミノメチル-3・5・5-トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジ

アミン）及びこれを含有する製剤。ただし、3-アミノメチル-3・5・5-トリメチルシク

ロヘキシルアミン六%以下を含有するものを除く。

四の十 3-（アミノメチル）ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、3-（アミノ

メチル）ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。

五 N-1-アルキルアニリン及びその塩類

六 N-1-アルキルトルイジン及びその塩類

七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 4-アセトキシフェニルジメチルスルホニウムIIヘキサフルオロアンチモンネート及びこれ

を含有する製剤

ロ アンチモン酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

ハ 酸化アンチモン（Ⅲ）を含有する製剤

ニ 酸化アンチモン（Ⅴ）及びこれを含有する製剤

ホ 四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤

ヘ トリス（ジベンチルジチオカルバト） S_2S_2 （アンチモン五%以下を含有する製剤）

ト 硫化アンチモン及びこれを含有する製剤

八 アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。

八の二 2-イソプロピルエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-イソプロピルエタ

ノール一五%以下を含有するものを除く。

九 2-イソプロピルオキシフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。た

だし、2-イソプロピルオキシフェニル-N-メチルカルバメート一%以下を含有するものを除

く。

九の二 2-イソプロピルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。た

だし、2-イソプロピルフェニル-N-メチルカルバメート一・五%以下を含有するものを除

く。

十 2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-エチルチオホスフェイト（別名ダイアジ

ノン）を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-エチルチ

オホスフェイト五%（マイクロカプセル製剤にあつては、二・五%）以下を含有するものを除

く。

十の二 1-水素二弗化アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、1-水素二弗化アンモニウ

ム四%以下を含有するものを除く。

十の三 1-イイミノジ（オクタメチレン）ジグアニジン（別名イイミノクタジン）、その塩

類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 1-イイミノジ（オクタメチレン）ジグアニジンとして三・五%以下を含有する製剤

（ロに該当するものを除く。）

ロ 1-イイミノジ（オクタメチレン）ジグアニジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこ

れを含有する製剤

十一 可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤

十一の二 エタン-1-2-ジアミン及びこれを含有する製剤

- (20) 四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)―二―フルオロベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (21) トランス―四、―エチル―トランス―一、―一、―ビシクロヘキサン―四―カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (22) 四、―二―(エトキシ)エトキシ)―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (23) 四―(トランス―四―(エトキシメチル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (24) 三―(オクタデセニルオキシ)プロピオニトリル及びこれを含有する製剤
- (25) オレオニトリル及びこれを含有する製剤
- (26) カプリニトリル及びこれを含有する製剤
- (27) カプリニトリル及びこれを含有する製剤
- (28) 二―(四―クロル―六―エチルアミノ)―S―トリアジン―二―イルアミノ)―二―メチル―プロピオニトリル五〇%以下を含有する製剤
- (29) 四―クロル―二―シアノ―N・N―ジメチル―五―パラ―トリルイミダゾール―一―スルホンアミド及びこれを含有する製剤
- (30) 三―クロル―四―シアノフェニル―四―エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (31) 三―クロル―四―シアノフェニル―四―プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (32) 一―(三―クロル―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ〔一・五―a〕ピリジン―二―イル)―一―メチル(プロブ―二―イン―一―イル)アミノ)―一―H―ピラゾール―四―カルボニトリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤
- (33) 一―(三―クロル―二―ピリジル)―四、―シアノ―二、―メチル―六、―(メチルカルバモイル)―三―〔五―(トリフルオロメチル)―二―H―一・二・三・四―テトラゾール―二―イル)メチル)―一―H―ピラゾール―五―カルボキサニリド及びこれを含有する製剤
- (34) (E)―〔四RS)―四―(二―クロロフェニル)―一・三―ジチオラン―二―イリデン)―(二―H―イミダゾール―一―イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (35) 二―(四―クロロフェニル)―二―(二―H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル)ヘキサニトリル(別名ミクロプタニル)及びこれを含有する製剤
- (36) (RS)―四―(四―クロロフェニル)―二―フェニル―二―(二―H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル)ブチロニトリル及びこれを含有する製剤
- (37) 高分子化合物
- (38) シアノアクリル酸エステル及びこれを含有する製剤
- (39) N―(二―シアノエチル)―一・三―ビス(アミノメチル)ベンゼン、N・N、―ジ(二―シアノエチル)―一・三―ビス(アミノメチル)ベンゼン及びN・N、―トリ(二―シアノエチル)―一・三―ビス(アミノメチル)ベンゼンの混合物並びにこれを含有する製剤
- (40) (RS)―二―シアノ―N―〔R)―一―(二・四―ジクロロフェニル)エチル)―三・三―ジメチルブチラミド(別名ジクロシメツト)及びこれを含有する製剤
- (41) 二―シアノ―三・三―ジフェニルプロパ―二―エン酸―二―エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤
- (42) 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ブタ―三―エニルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (43) 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ペンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (44) N―(二―シアノ―一・二―ジメチルプロピル)―二―(二・四―ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
- (45) N―〔(RS)―シアノ(チオフェン―二―イル)メチル)―四―エチル―二―(エチルアミノ)―一・三―チアゾール―五―カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
- (46) 四、―シアノ―四―ビフェニル―トランス―四―エチル―一―シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (47) 四、―シアノ―四―ビフェニル―トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)―一―シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (48) 四―シアノ―四、―ビフェニル―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (49) 四、―シアノ―四―ビフェニル―四、―ヘプチル―四―ビフェニルカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (50) 四、―シアノ―四―ビフェニル―トランス―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)―一―シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (51) 四―シアノ―四、―ビフェニル―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (52) 四―シアノフェニル―トランス―四―ブチル―一―シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (53) 四―シアノフェニル―トランス―四―プロピル―一―シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (54) 四―シアノフェニル―トランス―四―ペンチル―一―シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (55) 四―シアノフェニル―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (56) (E)―二―(二―(四―シアノフェニル)―一―〔三―(トリフルオロメチル)フェニル〕エチリデン)―N―〔四―(トリフルオロメトキシ)フェニル〕ヒドラジンカルボキサミドと(Z)―二―(二―(四―シアノフェニル)―一―〔三―(トリフルオロメチル)フェニル〕エチリデン)―N―〔四―(トリフルオロメトキシ)フェニル〕ヒドラジンカルボキサミドとの混合物(E)―二―(二―(四―シアノフェニル)―一―〔三―(トリフルオロメチル)フェニル〕エチリデン)―N―〔四―(トリフルオロメトキシ)フェニル〕ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z)―二―(二―(四―シアノフェニル)―一―〔三―(トリフルオロメチル)ヒドラジンカルボキサミド)フェニル〕エチリデン)―N―〔四―(トリフルオロメトキシ)フェニル〕ヒドラジンカルボキサミド一〇%以下を含有するものに限る。(別名メタフルミゾン)及びこれを含有する製剤
- (57) (S)―四―シアノフェニル―四―(二―メチルブトキシ)ベンゾアート及びこれを含有する製剤

- (133) (二)Z — ニーフエニル — ニーフエニルニトリル及びこれを含有する製剤
- (134) ブチル (R) — ニーフエニル — 「四」(四)シアノ — ニーフエニルオロフェノキシ) フェノキシ) プロピオナート (別名シハロホップブチル) 及びこれを含有する製剤
- (135) トランス — 四 — (五)ブチル — 一・三 — ジオキササン — ニーフエニル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (136) 四 — 「トランス」 — 四 — 「二」(トランス) — 四 — ブチルシクロヘキシル) エチル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (137) 四 — 「トランス」 — 四 — 「トランス」 — 四 — ブチルシクロヘキシル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (138) 四 — ブチル — 二・六 — ジフルオロ安息香酸 — 四 — シアノ — 三 — フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (139) (E) — 「二」(四)ターシャリーブチルフェニル) — 「二」シアノ — 「一・三・四」 — トリメチルピラゾール — 五 — イル) ビニル — 二 — 「二」ジメチルプロピオナート (別名シエノピラフェン) 及びこれを含有する製剤
- (140) トランス — 四 — 「ブチル」 — トランス — 四 — 「ヘブチル」 — トランス — 一・二、 — 「ビシクロヘキサ」 — 四 — 「カルボニトリル」及びこれを含有する製剤
- (141) 四 — 「トランス」 — 四 — 「三」 — ブチル) シクロヘキシル) — 「四」 — ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (142) 四 — 「トランス」 — 四 — 「三」 — ブチル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (143) ニーフエニル — 四 — 「トランス」 — 四 — 「トランス」 — 四 — エチルシクロヘキシル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (144) (Z) — 「二」 — 「二」フルオロ — 五 — 「トリフルオロメチル) フェニルチオ」 — 「二」 — 「三」 — 「二」 — メトキシフェニル) — 「一・三」 — チアゾリジン — 「二」 — イリデン) アセトニトリル (別名フルチアニル) 及びこれを含有する製剤
- (145) ニーフエニル — 四 — 「トランス」 — 四 — 「ビニルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (146) ニーフエニル — 四 — 「トランス」 — 四 — 「(プロパ — 「一」 — エン — 「一」 — イル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (147) ニーフエニル — 四 — 「トランス」 — 四 — 「トランス」 — 四 — 「プロピルシクロヘキシル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (148) ニーフエニル — 四 — 「トランス」 — 四 — 「プロピルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (149) ニーフエニル — 四 — 「プロピル」 — 「一・二」 — 「二・四」 — 「三」 — 「テルフェニル」 — 「一」 — 「四」 — カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (150) 三、 — 「フルオロ」 — 四 — 「プロピル」 — 四 — 「パラ」 — 「テルフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (151) ニーフエニル — 四 — 「トランス」 — 四 — 「ペンチルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (152) ニーフエニル — 四 — 「トランス」 — 四 — 「三」 — 「メトキシプロピル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (153) トランス — 四 — 「五」 — 「プロピル」 — 一・三 — 「ジオキササン」 — 「二」 — イル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (154) 四 — 「トランス」 — 四 — 「二」 — 「トランス」 — 四 — 「プロピルシクロヘキシル) エチル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (155) 四 — 「トランス」 — 四 — 「トランス」 — 四 — 「プロピルシクロヘキシル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (156) 二 — 「二」 — 「プロピル」 — スルホニルオキシイミノ) チオフェン — 「三」 — 「二」 — 「イリデン」 — 「二」 — 「二」 — 「メチルフェニル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (157) 四 — 「二」 — 「トランス」 — 四 — 「プロピル」 — トランス — 「一・二」 — 「ビシクロヘキサ」 — 四 — 「イル) エチル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (158) 四 — 「トランス」 — 四 — 「二」 — 「プロペニル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (159) 三 — 「プロモ」 — 「一」 — 「三」 — 「クロロピリジン」 — 「二」 — イル) — 「N」 — 「四」 — 「シアノ」 — 「二」 — 「メチル」 — 六 — 「メチルカルバモイル) フェニル) — 「H」 — 「ピラゾール」 — 五 — 「カルボキサミド」 (別名シアントラニプロール) 及びこれを含有する製剤
- (160) 四 — 「プロモ」 — 「二」 — 「四」 — 「クロロフェニル) — 「一」 — 「エトキシメチル」 — 五 — 「トリフルオロメチル」 — 「ピロ」 — 「三」 — 「カルボニトリル」 (別名クロロフェナピル) ○・六% 以下を含有する製剤
- (161) 二 — 「プロモ」 — 「二」 — 「プロモ」 — 「メチル) グルタロニトリル及びこれを含有する製剤
- (162) 三 — 「シス」 — 「三」 — 「ヘキセニロキシ) プロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- (163) 四 — 「五」 — 「トランス」 — 四 — 「ヘブチルシクロヘキシル) — 「二」 — 「ピリミジン) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (164) ペンタクロルマンデル酸ニトリル及びこれを含有する製剤
- (165) トランス — 四 — 「五」 — 「ペンチル」 — 「一・三」 — 「ジオキササン」 — 「二」 — イル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (166) 四 — 「トランス」 — 四 — 「トランス」 — 四 — 「ペンチルシクロヘキシル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (167) 四 — 「五」 — 「トランス」 — 四 — 「ペンチルシクロヘキシル) — 「二」 — 「ピリミジン) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (168) 四 — 「ペンチル」 — 「二・六」 — 「ジフルオロ安息香酸」 — 四 — 「シアノ」 — 「三」 — 「フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (169) 四 — 「(E) — 「三」 — 「ペンテニル) 安息香酸 — 四 — 「シアノ」 — 「三・五」 — 「ジフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (170) 四、 — 「トランス」 — 四 — 「四」 — 「ペンテニル) シクロヘキシル) — 「四」 — 「ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (171) 四 — 「トランス」 — 四 — 「一」 — 「ペンテニル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (172) 四 — 「トランス」 — 四 — 「三」 — 「ペンテニル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(173) 四―(トランス―四―(四―ペンテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(174) ミリストニトリル及びこれを含有する製剤

(175) メタジアンベンゼン及びこれを含有する製剤

(176) 四―メチル―二―シアノピフェニル及びこれを含有する製剤

(177) メチル(E)―二―(二―(六―(二―シアノフェノキシ)ピリミジン―四―イルオキシ)フェニル)―三―メトキシアクリレート八〇%以下を含有する製剤

(178) 二―メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤

(179) 三―メチル―二―ノネニトリル及びこれを含有する製剤

(180) 三―メチル―三―ノネニトリル及びこれを含有する製剤

(181) 二―(二―(四―メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(182) (Z)―「五―(四―メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(183) シイミノ―五―H―チオフェン―二―イリデン―(二―メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(184) 三―メチル―五―フェニルペンタ―二―エンニトリル及びこれを含有する製剤

(185) 二―メトキシエチル(RS)―二―(四―トトリルフェニル)―二―シアノ―三―オキシ―三―(二―トリフルオロメチルフェニル)プロパノアート(別名シフルメトフェン)及びこれを含有する製剤

(186) 四―(トランス―四―(メトキシプロピル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(187) 有する製剤

(188) ラウロニトリル及びこれを含有する製剤

(189) 三十三 ジイソプロピル―S―(エチルスルフィニルメチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジイソプロピル―S―(エチルスルフィニルメチル)―ジチオホスフェイト五%以下を含有するものを除く。

(190) 三十三の二 二―(ジエチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―(ジエチルアミノ)エタノール〇・七%以下を含有するものを除く。

(191) 三十三の三 二―ジエチルアミノ―六―メチルピリミジン―四―ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

(192) 三十四 ジエチル―S―(エチルチオエチル)―ジチオホスフェイト五%以下を含有する製剤

(193) 三十四の二 ジエチル―S―(二―オキシ―六―エチルベンゾオキサゾロメチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―S―(二―オキシ―六―エチルベンゾオキサゾロメチル)―ジチオホスフェイト二・二%以下を含有するものを除く。

(194) 三十四の三 O・O、―ジエチル―O、―(二―キノキサリニル)チオホスファート(別名キナルホス)及びこれを含有する製剤

(195) 三十五 ジエチル―四―クロルフェニルメチルカプトメチルジチオホスフェイトを含有する製剤

(196) 三十五の二 ジエチル―(二、四、―ジクロルフェニル)―二―クロルピニルホスフェイト及びこれを含有する製剤

(197) 三十六 ジエチル―(二、四―ジクロルフェニル)―チオホスフェイト三%以下を含有するものを除く。

(198) 三十七 ジエチル―二・五―ジクロルフェニルメチルカプトメチルジチオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジエチル―二・五―ジクロルフェニルメチルカプトメチルジチオホスフェイト一・五%以下を含有するものを除く。

(199) 三十七の二 ジエチル―(一・三―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド五%以下を含有する製剤

(200) 三十七の三 ジエチル―スルファート及びこれを含有する製剤

(201) 三十七の四 ジエチル―三・五・六―トリクロル―二―ピリジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―三・五・六―トリクロル―二―ピリジルチオホスフェイト一%(マイクロカプセル製剤にあつては、二五%)以下を含有するものを除く。

(202) 三十七の五 ジエチル―(五―フェニル―三―イソキサゾリル)―チオホスフェイト(別名イソキサチオン)及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―(五―フェニル―三―イソキサゾリル)―チオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。

(203) 三十七の六 ジエチル―S―ベンジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―S―ベンジルチオホスフェイト二・三%以下を含有するものを除く。

(204) 三十七の七 ジエチル―四―メチルスルフィニルフェニル―チオホスフェイト三%以下を含有する製剤

(205) 三十八 四塩化炭素を含有する製剤

(206) 三十八の二 二―(一・三―ジオキソラン―二―イル)―フェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

(207) 三十八の三 一・三―ジカルバモイルチオ―二―(N・N―ジメチルアミノ)―プロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、一・三―ジカルバモイルチオ―二―(N・N―ジメチルアミノ)―プロパンとして二%以下を含有するものを除く。

(208) 三十九 しきみの実

(209) 三十九の二 シクロヘキサ―四―エン―一・二―ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤

(210) 四十 シクロヘキシミドを含有する製剤。ただし、シクロヘキシミド〇・二%以下を含有するものを除く。

(211) 四十の二 シクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤

(212) 四十の三 ジ(二―クロルイソプロピル)エーテル及びこれを含有する製剤

(213) 四十の四 ジクロルジニトロメタン及びこれを含有する製剤

(214) 四十の五 二・四―ジクロル―六―ニトロフェノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

(215) 四十一 ジクロルブチンを含有する製剤

(216) 四十一の二 二、四―ジクロル―a・a・a―トリフルオロ―四、―ニトロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)及びこれを含有する製剤。ただし、二、四―ジクロル―o・a・a―トリフルオロ―四、―ニトロメタトルエンスルホンアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。

(217) 四十一の三 二、四―ジクロル―一―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

(218) 四十一の四 二、四―ジクロルフェノール及びこれを含有する製剤

(219) 四十一の五 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

(220) 四十二 二・三―ジ(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキサンを含有する製剤

(221) 四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン四%以下を含有するものを除く。

(222) 四十二の三 ジデシル(ジメチル)アンモニウムクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデシル(ジメチル)アンモニウムクロリド〇・四%以下を含有するものを除く。

(223) 四十三 二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノールを含有する製剤。ただし、二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノール〇・五%以下を含有するものを除く。

(224) 四十三の二 二・四―ジニトロトルエン及びこれを含有する製剤

四十四 二・四ジニトロロー六―(一―メチルプロピル)―フエニルアセテートを含有する製剤
四十五 二・四ジニトロロー六―(一―メチルプロピル)―フエニルアセテートを含有する製剤
四十六 二・四ジニトロロー六―メチルプロピル―フェノールジメチルアクリレートを含有する製剤
四十六の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート(別名ジノカツプ)及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二%以下を含有するものを除く。

四十六の三 二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンゾ〔b〕フラニル―N―ジブチルアミノチオ―N―メチルカルバマート(別名カルボスルファン)及びこれを含有する製剤
四十七 二・二―ジピリジリウム―一・一―エチレンジプロミドを含有する製剤
四十七の二 二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオン〇・〇五%以下を含有する製剤

四十七の三 三―(ジフルオロメチル)―一―メチル―N―〔三R〕―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル)―H―ピラゾール―四―カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三―(ジフルオロメチル)―一―メチル―N―〔三R〕―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル)―H―ピラゾール―四―カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。

四十七の四 ジブピル―四―メチルチオフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
四十八 一・二―ジプロムエタン(別名EDB)を含有する製剤。ただし、一・二―ジプロムエタン五〇%以下を含有するものを除く。
四十九 ジプロムクロルプロパン(別名DBCP)を含有する製剤
五十 三・五―ジプロム―四―ヒドロキシ―四―ニトロアゾベンゼンを含有する製剤。ただし、三・五―ジプロム―四―ヒドロキシ―四―ニトロアゾベンゼン三%以下を含有するものを除く。

五十の二 二・三―ジプロモプロパン―一―オール及びこれを含有する製剤
五十の三 二―(ジメチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―(ジメチルアミノ)エタノール三・一%以下を含有するものを除く。
五十の四 二―(ジメチルアミノ)エチルメタクリレート及びこれを含有する製剤。ただし、二―(ジメチルアミノ)エチルメタクリレート六・四%以下を含有するものを除く。
五十の五 二―ジメチルアミノ―五・六―ジメチルピリミジル―四―N―ジメチルカルバマート及びこれを含有する製剤

五十の六 五―ジメチルアミノ―一・二・三―トリチアン、その塩類及びこれらのいずれかか含有する製剤。ただし、五―ジメチルアミノ―一・二・三―トリチアンとして三%以下を含有するものを除く。
五十の七 ジメチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチルアミン五〇%以下を含有するものを除く。
五十の八 ジメチル―(イソプロピルチオエチル)―ジチオホスフェイト四%以下を含有する製剤

五十一 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイトを含有する製剤
五十二 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオメトン)を含有する製剤
五十三 ジメチル―二・二―ジクロルビニルホスフェイト(別名DDVP)を含有する製剤
五十四 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチルを含有する製剤。ただし、ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く。

五十四の二 三―ジメチルジチオホスホリル―S―メチル―五―メトキシ―一・三・四―チアジアゾリン―二―オン及びこれを含有する製剤
五十四の三 二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―一―ベンゾフラン―七―イル||N―〔N―(二―エトキシカルボニルエチル)―N―イソプロピルスルフェナモイル)―N―メチルカル

バマート(別名ベンゾフラン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―一―ベンゾフラン―七―イル||N―〔N―(二―エトキシカルボニルエチル)―N―イソプロピルスルフェナモイル)―N―メチルカルバマート六%以下を含有するものを除く。
五十五 ジメチルジプロムジクロルエチルホスフェイトを含有する製剤
五十五の二 ジメチル―S―パラクロルフェニルチオホスフェイト(別名DMCP)及びこれを含有する製剤
五十五の三 三・四―ジメチルフェニル―N―メチルカルバマート及びこれを含有する製剤
五十五の四 三・五―ジメチルフェニル―N―メチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、三・五―ジメチルフェニル―N―メチルカルバマート三%以下を含有するものを除く。
五十六 ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイトを含有する製剤
五十六の二 N―ジメチルプロパン―一・三―ジアミン及びこれを含有する製剤
五十六の三 二・二―ジメチル―一・三―ベンゾジオキソール―四―イル―N―メチルカルバマート(別名ベンダイオカルブ)五%以下を含有する製剤
五十七 ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルチオホスフェイトを含有する製剤
五十八 ジメチル―(N―メチルカルバミルメチル)―ジチオホスフェイト(別名ジメトエト)を含有する製剤
五十八の二 ジメチル―(二―(一―メチルベンジルオキシカルボニル)―一―メチルエチレン)―ホスフェイト及びこれを含有する製剤
五十八の三 O・O―ジメチル―O―(三―メチル―四―メチルスルフィニルフェニル)―チオホスフェイト及びこれを含有する製剤
五十九 ジメチル―四―メチルメルカプト―三―メチルフェニルチオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジメチル―四―メチルメルカプト―三―メチルフェニルチオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。
五十九の二 三―(ジメトキシホスフィニルオキシ)―N―メチル―シス―クロトナミド及びこれを含有する製剤
六十 重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤
六十一 砒酸を含有する製剤。ただし、砒酸一〇%以下を含有するものを除く。
六十二 砒酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、砒酸として一〇%以下を含有するものを除く。
六十三 硝酸を含有する製剤。ただし、硝酸一〇%以下を含有するものを除く。
六十四 硝酸タリウムを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
六十五 水酸化カリウムを含有する製剤。ただし、水酸化カリウム五%以下を含有するものを除く。
六十六 水酸化トリアリール錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれか含有する製剤。ただし、水酸化トリアリール錫、その塩類又はこれらの無水物二%以下を含有するものを除く。
六十七 水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれか含有する製剤。ただし、水酸化トリアルキル錫、その塩類又はこれらの無水物二%以下を含有するものを除く。
六十八 水酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。
六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤
六十八の三 水酸化リチウム―水和物及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化リチウム―水和物〇・五%以下を含有するものを除く。
六十九 無機錫塩類

六十九の二 スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の七ブromo六クロロ一三(一R・三S)一三ヒドロキシ一ニペリジル)一ニオキソプロピル一四(三H)一キナゾリノンと七ブromo六クロロ一三(一R・三S)一三ヒドロキシ一ニペリジル)一ニオキソプロピル一四(三H)一キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩(七ブromo六クロロ一三(一R・三S)一三ヒドロキシ一ニペリジル)一ニオキソプロピル一四(三H)一キナゾリノンと七ブromo六クロロ一三(一R・三S)一三ヒドロキシ一ニペリジル)一ニオキソプロピル一四(三H)一キナゾリノンとのラセミ体と七ブromo六クロロ一三(一R・三S)一三ヒドロキシ一ニペリジル)一ニオキソプロピル一四(三H)一キナゾリノンとのラセミ体として七・二%以下を含有するものに限る。以下この号において同じ。及びこれを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の七ブromo六クロロ一三(一R・三S)一三ヒドロキシ一ニペリジル)一ニオキソプロピル一四(三H)一キナゾリノンと七ブromo六クロロ一三(一R・三S)一三ヒドロキシ一ニペリジル)一ニオキソプロピル一四(三H)一キナゾリノンとのラセミ体と七ブromo六クロロ一三(一R・三S)一三ヒドロキシ一ニペリジル)一ニオキソプロピル一四(三H)一キナゾリノンとのラセミ体として七・二%以下を含有するものを除く。

六十九の三 センデユラマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、センデユラマイシンとして〇・五%以下を含有するものを除く。

六十九の四 ニーチオー三・五ジメチルテトラヒドロ一・三・五チアアジン及びこれを含有する製剤

七十 チオセミカルバジドを含有する製剤。ただし、チオセミカルバジド〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

七十一 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイトを含有する製剤

七十一の二 テトラクロロニトロエタン及びこれを含有する製剤

七十一の三 (S)一・三・五・六テトラヒドロ一六フエニルイミダゾ(二・一b)チアゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(S)一・三・五・六一テトラヒドロ一六フエニルイミダゾ(二・一b)チアゾールとして六・八%以下を含有するものを除く。

七十一の四 二・三・五・六テトラフルオロ一四メチルベンジル(Z)一(一RS・三RS)一三(二クロロ一三・三・三トリフルオロ一プロペニル)一ニ・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)一・五%以下を含有する製剤

七十一の五 三・七・九・一三テトラメチル一五・一一ジオキサ一・八・一四トリチア一四・七・九・一一テトラアザペンタデカ一三・一一ジエン一六・一〇ジオン(別名チオジカルブ)及びこれを含有する製剤

七十二の六 二・四・六・八テトラメチル一・三・五・七テトラオキソカン(別名メタアルデヒド)及びこれを含有する製剤。ただし、二・四・六・八テトラメチル一・三・五・七テトラオキソカン一〇%以下を含有するものを除く。

七十二 無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。

七十二の二 ードデシルグアニジニウムIIアセタート(別名ドジン)六五%以下を含有する製剤

七十二の三 三・六・九トリアザウンデカン一・一一ジアミン及びこれを含有する製剤

七十三 トリエタノールアンモニウム一・二・四ジニトロ一六(一メチルプロピル)一フエノラートを含有する製剤

七十三の二 トリクロロニトロエチレン及びこれを含有する製剤

七十四 トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイトを含有する製剤。ただし、トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイト一〇%以下を含有するものを除く。

七十四の二・四・五 トリクロロフエノキシ酢酸、そのエステル類及びこれらのいずれかを含有する製剤

七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤

七十四の四 トリクロロ(フェニル)シラン及びこれを含有する製剤

七十四の五 一・二・三トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤

七十四の六 トリブチルトリチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

七十四の七 トリフルオロメタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、トリフルオロメタンスルホン酸一〇%以下を含有するものを除く。

七十五 トルイジン塩類

七十六 トルイレンジアミン及びその塩類

七十六の二 トルエン

七十七 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 四酸化三鉛

ロ ヒドロオキシ炭酸鉛

ハ 硫酸鉛

七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。

七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤

七十七の四 一(四)ニトロフェニル)一三(三)ピリジルメチル)ウレア及びこれを含有する製剤

七十八 二硫化炭素を含有する製剤

七十八の二 ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一%以下を含有するものを除く。

七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ バリウムII四(五)クロロ一四メチル一ニスルホナトフェニルアゾ)一三ヒドロキシ一ニナフトアート

ロ 硫酸バリウム

八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。

八十の二 N・N、ービス(ニアミノエチル)エタン一・二ジアミン及びこれを含有する製剤

八十の三 ビス(ニエチルヘキシル)II水素IIホスファート及びこれを含有する製剤。ただし、ビス(ニエチルヘキシル)II水素IIホスファート二%以下を含有するものを除く。

八十の四 S・Sービス(一メチルプロピル)IIオ一エチルIIホスホロジチオアート(別名カズサホス)一〇%以下を含有する製剤。ただし、S・Sービス(一メチルプロピル)IIオ一エチルIIホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

八十の五 ヒドラジン一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、ヒドラジン一水和物三〇%以下を含有するものを除く。

八十の六 ヒドロキシエチルヒドラジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

八十の七 二ヒドロキシ一四メチルチオ酪酸及びこれを含有する製剤。ただし、二ヒドロキシ一四メチルチオ酪酸〇・五%以下を含有するものを除く。

八十一 ヒドロキシシアミンを含有する製剤

八十二 ヒドロキシシアミン塩類及びこれを含有する製剤

八十二の二 一ニル一ニピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一ニル一ニピロリドン一〇%以下を含有するものを除く。

八十三 二(三)ピリジル)一ニペリジン(別名アナバシン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

八十三の二 ピロカテコール及びこれを含有する製剤

- 八十三の三 二―(フェニルバラクロルフェニルアセチル)―一・三―インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二―(フェニルバラクロルフェニルアセチル)―一・三―インダンジオン〇・〇二五%以下を含有するものを除く。
- 八十四 フェニレンジアミン及びその塩類
- 八十五 フェニロールを含有する製剤。ただし、フェニロール五%以下を含有するものを除く。
- 八十五の二 一―トブチル―三―(二・六―ジイソプロピル―四―フェノキシフェニル)―チオウレア(別名ジアフェンチウロン)及びこれを含有する製剤
- 八十五の三 ブチル―二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチルベンゾフラン―七―イル―N・N、―ジメチル―N・N、―チオジカルバマト(別名フラチオカルブ)五%以下を含有する製剤
- 八十五の四 トブチル―(E)―四―(一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤。ただし、トブチル―(E)―四―(一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル)ベンゾアート五%以下を含有するものを除く。
- 八十五の五 ブチル(トリクロロ)スタナン及びこれを含有する製剤
- 八十五の六 N―ブチルピロリジン
- 八十五の七 二―セカンダリーブチルフェニール及びこれを含有する製剤
- 八十五の八 二―ターシャリーブチルフェニール及びこれを含有する製剤
- 八十五の九 二―トブチル―五―(四―トブチルベンジルチオ)―四―クロロピリダジン―三―(二H)―オン及びこれを含有する製剤
- 八十五の十 ブチル―S―ベンジル―S―エチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 八十五の十一 N―(四―トブチルベンジル)―四―クロロ―三―エチル―一―メチルピラゾール―五―カルボキサミド(別名テブフェンピラド)及びこれを含有する製剤
- 八十五の十二 二―トブチル―五―メチルフェニール及びこれを含有する製剤
- 八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤
- 八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六%以下を含有するものを除く。
- 八十六 ブラスタサイジンSを含有する製剤
- 八十七 ブラスタサイジンS塩類及びこれを含有する製剤
- 八十七の二 ブルシン及びその塩類
- 八十七の三 ブロムアセトン及びこれを含有する製剤
- 八十八 ブロム水素を含有する製剤
- 八十八の二 ブロムメチルを含有する製剤
- 八十八の三 一―ブromo―三―クロロ―p―バン及びこれを含有する製剤
- 八十八の四 二―(四―ブromoジフルオロメトキシフェニル)―一―メチルプロピル―三―フェノキシベンジル―エーテル(別名ハルフォエンプロックス)及びこれを含有する製剤。ただし、二―(四―ブromoジフルオロメトキシフェニル)―一―メチルプロピル―三―フェノキシベンジル―エーテル五%以下を含有する徐放性製剤を除く。
- 八十九 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリン)を含有する製剤
- 九十一 一・二・三・四・五・六―ヘキサクロルシクロヘキサン(別名リンデン)を含有する製剤。ただし、一・二・三・四・五・六―ヘキサクロルシクロヘキサン一・五%以下を含有するものを除く。
- 九十一の二 ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有する製剤
- 九十一の三 ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸一%以下を含有するものを除く。
- 九十一の四 ヘキサン―一・六―ジアミン及びこれを含有する製剤

- 九十二 ベタナフトールを含有する製剤。ただし、ベタナフトール一%以下を含有するものを除く。
- 九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一%以下を含有するものを除く。
- 九十二の三 ベンゼン―一・四―ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤
- 九十二の四 ベンゾイルクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルクロリド〇・〇五%以下を含有するものを除く。
- 九十三 一・四・五・六・七―ペンタクロル―三・a・四・七・七―a―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロルメタノ)―インデン(別名ヘプタクロール)を含有する製剤
- 九十四 ペンタクロルフェニール(別名PCP)を含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェニール一%以下を含有するものを除く。
- 九十五 ペンタクロルフェニール塩類及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェニールとして一%以下を含有するものを除く。
- 九十五の二 ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸一%以下を含有するものを除く。
- 九十六 硼¹⁰酸及びその塩類
- 九十六の二 ホスホン酸及びこれを含有する製剤
- 九十七 ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。
- 九十八 無水クロム酸を含有する製剤
- 九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水酢酸〇・二%以下を含有するものを除く。
- 九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水マレイン酸一・二%以下を含有するものを除く。
- 九十八の四 メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタクリル酸二五%以下を含有するものを除く。
- 九十八の五 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。
- 九十八の六 メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤
- 九十八の七 メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤
- 九十八の八 メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五%以下を含有するものを除く。
- 九十八の九 二―メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤
- 九十八の十 メチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、メチルアミン四〇%以下を含有するものを除く。
- 九十八の十一 メチルイソチオシアネート及びこれを含有する製剤
- 九十八の十二 三―メチル―五―イソプロピルフェニル―N―メチルカルバマト及びこれを含有する製剤
- 九十八の十三 メチルエチルケトン
- 九十九 N―メチルカルバミル―二―クロルフェニール及びこれを含有する製剤。ただし、N―メチルカルバミル―二―クロルフェニール二・五%以下を含有するものを除く。
- 九十九の二 N、―(二―メチル―四―クロルフェニル)―N・N―ジメチルホルムアミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、N、―(二―メチル―四―クロルフェニル)―N・N―ジメチルホルムアミンとして三%以下を含有するものを除く。
- 九十九の三 メチル―N―(二―(四―クロルフェニル)―一―H―ピラゾール―三―イルオキシメチル)フェニル(別名メトキシ)カルバマト(別名ピラクロストロビン)及びこれを含有する製剤。ただし、メチル―N―(二―(四―クロルフェニル)―一―H―ピラ

1 この政令は、昭和四十年一月九日から施行する。ただし、第一条及び第二条第一項の規定中、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十五号）による改正前の毒物及び劇物取締法（以下「旧法」という。）別表第一第一号から第十八号まで及び別表第二第一号から第五十七号まで並びに従前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第一条及び第二条第一項に規定されていない物に係る部分は、昭和四十年七月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年七月五日政令第二四四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年一〇月二五日政令第三四〇号）
この政令中、第二条第十号の次に一号を加える改正規定及び同条第三十二号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和四一年七月一八日政令第二五五号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年一月三一日政令第九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年二月二六日政令第三七三号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年八月三〇日政令第二七六号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一三日政令第一一五号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年三月二三日政令第三二一号）
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、同項第十七号の次に一号を加える改正規定、同項第七十四号の二を同項第七十四号の三とし、同項第七十四号の次に一号を加える改正規定及び同項第九十九号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和四十六年六月一日から施行する。

附 則（昭和四七年六月三〇日政令第二五三号）抄
この政令は、昭和四十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和四九年五月二四日政令第一七四号）抄
この政令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年八月一九日政令第二五三三号）
この政令は、昭和五十年九月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年一二月一九日政令第三五八号）
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、昭和五十年九月一日から施行する。
(経過規定)

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第二十二号の二又は第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（昭和五一年四月三〇日政令第七四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年七月三〇日政令第二〇五号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年五月四日政令第一五六号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年一〇月二四日政令第三五八号）
この政令は、昭和五三年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五四年八月八日政令第二〇九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年八月二五日政令第二七一号）
この政令は、昭和五十六年九月一日から施行する。

附 則（昭和五七年四月二〇日政令第一二三号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年三月二九日政令第三五五号）
この政令は、昭和五十八年四月十日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日政令第二四六号）
この政令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。

附 則（昭和五九年一二月二十九日政令第三五八号）
この政令は、昭和五十九年十二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

1 この政令は、昭和五十八年四月十日から施行する。
2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第四十六号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

1 この政令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。
2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十九年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十九年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

1 この政令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。
2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十九年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十九年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五九年三月一六日政令第三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年四月一六日政令第一〇九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月一七号政令第三一三三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年八月二九日政令第二八四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月二二日政令第二二二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定は、昭和六十二年一月二十日から施行する。

2 第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第一条第十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六十二年四月三十日まででは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六十二年四月三十日まででは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二号第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和六二年一〇月二二日政令第三四五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年六月三日政令第一八〇号)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和六十三年六月十日から施行する。

2 第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第二条第一項第七十四号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六十三年八月三十一日まででは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六十三年八月三十一日まででは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二号第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和六三年九月三〇日政令第二八五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月一七日政令第四七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月一七号政令第一六号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第十号の三に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包に改正前の毒物及び劇物指定令第二条第一項第十号の三に掲げる名称により毒物及び劇物取締法第十二条第二項の規定による表示がなされているものについては、平成二年五月三十一日まででは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附 則 (平成二年九月二二日政令第二七六号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の二、第三十二号及び第九十九号の七の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二号の三、第六号の二から第六号の六まで、第十三号の三及び第十三号の四並びに第二条第一項第一号の二、第七十四号の三及び第九号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二年十二月三十一日まででは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二年十二月三十一日まででは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二号第五項において準用する場合を含む。)及び第一項の規定は、適用しない。

附 則 (平成三年四月五日政令第一〇五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年二月二八日政令第三六九号)

1 この政令は、平成三年十二月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号並びに第二条第一項第一号の四、第十四号の五、第十五号の二、第二十八号の二、第四十号の二、第四十三号の二、第九十一号の二及び第九十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成四年三月三十一日まででは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成四年三月三十一日まででは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二号第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成四年三月二二日政令第三八号)

この政令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五十四号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年一〇月二二日政令第三四〇号)

この政令は、平成四年十月三十日から施行する。

附 則 (平成五年三月一九日政令第四一四号)

この政令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年九月一六日政令第二九四号)

(施行期日)

1 この政令は、平成五年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号、第七十一号の三及び第九号の六の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第十七号の二、第二十二号の三、第二十八号の二から第二十八号の四まで及び第二十八号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成五年十二月三十一日まででは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成五年十二月三十一日まででは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二号第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成六年三月一八日政令第五三三号)

この政令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の四、第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年九月一九日政令第二九六号)

この政令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第一条第二十三号並びに第二条第一項第十号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年四月一四日政令第一八三号)

1 この政令は、平成七年四月二十三日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十三号の二並びに第二条第一項第二十二号の二、第三十号の二、第五十号の四及び第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成七年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成七年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成七年九月二二日政令第三三八号)

この政令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年十一月一七日政令第三九〇号)

1 この政令は、平成七年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の五及び第二条第一項第百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成八年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成八年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成八年三月二五日政令第三九号)

(施行期日)

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号、第三十二号、第三十七号の三及び第八十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第八十号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成八年十一月二二日政令第三二二号)

(施行期日)

1 この政令は、平成八年十二月一日から施行する。ただし、第一条第十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第一項第九十九号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。

3 この政令の施行前にした改正後の第二条第一項第九十九号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年三月二四日政令第五九号)

この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月一五日政令第一七一号)

(施行期日)

1 この政令は、平成十年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号及び第二十六号の二並びに第二条第一項第二十八号の五、第二十八号の六及び第五十五号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成一〇年十一月二四日政令第四〇五号)

(施行期日)

1 この政令は、平成十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成一一年九月二九日政令第二九三号)

(施行期日)

1 この政令は、平成十一年十月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の二及び第十二号の二並びに第二条第一項第八十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成二二年四月二八日政令第二一三号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十二年五月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十四号の四、第十五号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二条第一項第二十八号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成十二年九月二日政令第四二九号）

この政令は、平成十二年十月五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年六月二九日政令第二二七号）

この政令は、平成十三年七月十日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年三月二五日政令第六三三号）

（施行期日）
1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十四号の二及び第二条第一項第二十八号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成十四年一月二七日政令第三四七号）

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月一七日政令第四三三号）
（施行期日）
1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の四、第二十四号の三及び第三十一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成十七年三月二四日政令第六五号）

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年四月二二日政令第一七六号）

（施行期日）
1 この政令は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第二条第一項第三十号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。

3 この政令の施行前にした新令第二十条第一項第三十号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この政令の施行の際現に新令第二条第一項第七十二号の二、第八十五号の九及び第九十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

5 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成十九年八月二五日政令第二六三三号）

（施行期日）
1 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第七十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第十九号の三並びに第二条第一項第四号の四、第十四号の二及び第七十二号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十年六月二〇日政令第一九九号）

（施行期日）
1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の十一及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第二号の三、第十号の三及び第二十六号の十並びに第二条第一項第一号の五、第一号の六、第五十号の二及び第八十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十二年四月八日政令第二二〇号）

（施行期日）
1 この政令は、平成二十二年四月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の二並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第七十一号の六及び第百号の十一から第百号の十三までに掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

4 新令第一条第二十六号の八に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされてい

るものについては、平成二十一年七月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前にした新令第一条第二十六号の八に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年二月一五政令第二四二号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第四号の五、第十八号の三及び第四十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十三年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十三年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十三年一〇月一四政令第三一七号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、第三十二号及び第五十四号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の三及び第二十四号の四並びに第二条第一項第九号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年一月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十四年九月二〇日政令第二四二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年九月二二日政令第二四五号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十二号、第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物（同項第三十二号に掲げる物にあつては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第一条第一項第三十二号（89）に掲げる物（新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するものを除く。）に該当するものに限る。）の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

4 新令第一条第十六号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、

平成二十四年十二月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前にした旧令第二条第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年六月二八日政令第二〇八号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の二、第六号の四、第十九号の三及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十五年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十六年六月二五政令第二二七号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の五及び第六号の六並びに第二条第一項第八十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十六年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十六年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十七年六月一九日政令第二五二号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第二十二号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の四、第十三号の四及び第三十一号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十七年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十八年七月一日政令第二五五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年七月十五日から施行する。ただし、第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、ニ―メルカプトエタノール〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）、第二条第一項第三十二号の改正規定及び同項第九十八号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の公布の日から平成二十八年七月十四日までの間における第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二一メルカプトエタノール〇・〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）による改正後の同号の規定の適用については、同号中「二一メルカプトエタノール〇・〇％以下」とあるのは、「容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、二一メルカプトエタノール〇・一％以下」とする。

第三条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の八及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二十四号の二、第八十号の二、第八十五号の五、第八十五号の七、第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十八年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であって、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 二一メルカプトエタノール〇・〇％以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、二一メルカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。）であって、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十八年十月三十一日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした二一メルカプトエタノール〇・〇％以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、二一メルカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年六月一四日政令第一六〇号）

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第一号、第七号、第三十二号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の公布の日から平成二十九年六月三十日までの間における第一条第十八号の改正規定による改正後の同号の規定の適用については、同号中「亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤」とあるのは、「容量一リットル以下の容器に収められた製剤であって、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二％以下を含有するもの」とする。

第三条 この政令の施行の際現に二一ターシヤリブチルフェノール及びこれを含有する製剤の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十九年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 二一ターシヤリブチルフェノール及びこれを含有する製剤であって、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二％以下を含有するものを除く。）であって、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十九年九月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二％以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年六月二九日政令第一九七号）

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第一号の八、第六号の七、第十号の四、第十九号の五、第二十二号の二、第二十三号の三及び第二十三号の四並びに第二条第一項第四号の五、第十一号の二、第三十七号の三、第五十六号の二、第六十八号の二、第六十八号の三、第七十四号の四、第七十七号の三、第八十号の二、第九十六号の二及び第九十八号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成三〇年二月一九日政令第三四二号）

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四十二号の二、第四十七号の三、第九十号の十七及び第九十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十一年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（令和元年六月一九日政令第三二号）

(施行期日)

1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定、同項第五十号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二一（ジメチルアミノ）エチルメタクリレート六・四％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）及び同項第六十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第三十号の六、第三十九号の二、第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九十五号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、令和元年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（令和二年六月二四日政令第二〇三号）

(施行期日)

1 この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第六十八号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の十三及び第十三号の三並びに第二条第一項第四号の七、第八号の二、第十八号の四、第二十八号の九、第四十一号の四、第七十八号の二、第八十二号の二、第八十五号の十三、第八十五号の十四、第九十二号の三、第九十七号の四、第九十八号の八、第二百二号の四及び第三百二号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和二年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（令和四年一月二八日政令第三六号）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年二月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和四年四月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）次条において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第三条 毒物除外物（この政令による改正後の第二条第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号の四に掲げる物（この政令による改正前の第二条第一項第七十一号の四に掲げる物を除く。）をいう。次条において同じ。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、令和四年四月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第四条 この政令の施行前にした毒物除外物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年五月二六日政令第一九三号）

（施行期日）

1 この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第七号及び第八号の二ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和五年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和五年八月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。